

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める消費・安全対策交付金（以下「交付金」という。）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本通知に定めるところによるものとする。</p> <p>第3 事業メニューの実施に当たってのガイドライン</p> <p>1～9 （略） （削る。）</p> <p><u>10</u> （略）</p> <p>第6 事後評価結果の反映の方法等</p> <p>1 要綱<u>第27第10項</u>の消費・安全局長等が別に定めるところによる事後評価結果の反映の方法等は、別添4によるものとする。</p> <p>2 要綱<u>第27第11項</u>の事後評価の公表については、消費・安全局長及び地方農政局長等（要綱第6第1項第1号から第3号までに規定する者をいう。以下同じ。）が事業を実施した年度の翌年度の12月末までに要綱<u>第27第7項</u>の結果を公表するものとする。</p> <p>第7 地域での食育の推進における対象経費及び交付率</p> <p>要綱別表1の1食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の<u>3</u>の地域での食育の推進に係る経費欄及び交付率欄において消費・安全局長が別に定めるとされている経費及び交付率は、別表2によるものとする。</p> <p>第8 施設整備等の一般的基準</p> <p>交付金による施設整備等の一般的基準は次のとおりとする。</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 事業実施主体が本事業により整備した機械・施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、当該機械・施設に係る本事業の実施地域に係る団体（農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、消費者団体、特定非営利活動法人、地方公共団体所属団体、営農団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人その他農業者の組</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める消費・安全対策交付金（以下「交付金」という。<u>地域での食育の推進のうち令和4年度第2次補正予算事業に係るものを除く。以下同じ。</u>）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本通知に定めるところによるものとする。</p> <p>第3 事業メニューの実施に当たってのガイドライン</p> <p>1～9 （略）</p> <p><u>10 要綱別表1の1食料安全保障確立対策推進交付金の目標の欄の(1-2)に掲げる事業実施主体の欄の営農集団が事業実施主体になる場合にあっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業実施期間中に交付金の受益農業者から、点検シートの提出を受け、当該農業者が点検を実施した旨を確認するものとする。</u></p> <p><u>11</u> （略）</p> <p>第6 事後評価結果の反映の方法等</p> <p>1 要綱<u>第29第11項</u>の消費・安全局長等が別に定めるところによる事後評価結果の反映の方法等は、別添4によるものとする。</p> <p>2 要綱<u>第29第12項</u>の事後評価の公表については、消費・安全局長及び地方農政局長等（要綱第6第1項第1号から第3号までに規定する者をいう。以下同じ。）が事業を実施した年度の翌年度の12月末までに要綱<u>第29第8項</u>の結果を公表するものとする。</p> <p>第7 地域での食育の推進における対象経費及び交付率</p> <p>要綱別表1の1食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の<u>3-1</u>の地域での食育の推進に係る経費欄及び交付率欄において消費・安全局長が別に定めるとされている経費及び交付率は、別表2によるものとする。</p> <p>第8 施設整備等の一般的基準</p> <p>交付金による施設整備等の一般的基準は次のとおりとする。</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 事業実施主体が本事業により整備した機械・施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、当該機械・施設に係る本事業の実施地域に係る団体（農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、消費者団体、特定非営利活動法人、地方公共団体所属団体、営農団体（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人その他農業者の組</p>

織する団体をいう。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下同じ。)であつて、都道府県知事等が適当と認められるものに、当該機械・施設の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。ただし、要綱別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄の(2)及び(3)の事業を実施した場合については、事業実施主体は管理規程を定めた上で都道府県知事等が適当と認める場合に限り、整備した畜産経営体に対し、交付金を受けて整備した施設等を管理運営させることができるものとする。野生動物侵入防止柵の維持管理等については、消費・安全局長が別に定める通知を踏まえ適切に行うものとする。

10～15 (略)

第9 推進指導等

1 事後評価結果等に基づく指導

(1) (略)

(2) やむを得ない事情により目標値の達成が困難になった場合を除き、要綱第27第9項により、消費・安全局長は都道府県域を越えた取組の事業実施主体に対し、地方農政局長等は都道府県知事等に対し、事後評価が低くなった要因の説明を求めるとともに改善の指導・助言を行うものとする。

なお、やむを得ない事情とは、家畜伝染性疾病の発生、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難な場合であつて、事後評価に際して意見を聴く評価検討委員が妥当であると認めた場合をいう。

(3) (略)

(4) 消費・安全局長又は都道府県知事等は、要綱第27第3項による指導をもつてしても、目標値の達成に向けた改善が図られない場合にあつては、改善が見込まれるまでの間、当該事業実施主体に対する交付金の交付を見合わせるものとする。

2・3 (略)

織する団体をいう。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下同じ。)であつて、都道府県知事等が適当と認められるものに、当該機械・施設の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。ただし、要綱別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、事業実施主体は管理規程を定めた上で都道府県知事等が適当と認める場合に限り、整備した畜産経営体に対し、交付金を受けて整備した施設等を管理運営させることができるものとする。

野生動物侵入防止柵の維持管理等については、消費・安全局長が別に定める通知を踏まえ適切に行うものとする。

10～15 (略)

第9 推進指導等

1 事後評価結果等に基づく指導

(1) (略)

(2) やむを得ない事情により目標値の達成が困難になった場合を除き、要綱第29第10項により、消費・安全局長は都道府県域を越えた取組の事業実施主体に対し、地方農政局長等は都道府県知事等に対し、事後評価が低くなった要因の説明を求めるとともに改善の指導・助言を行うものとする。

なお、やむを得ない事情とは、家畜伝染性疾病の発生、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難な場合であつて、事後評価に際して意見を聴く評価検討委員が妥当であると認めた場合をいう。

(3) (略)

(4) 消費・安全局長又は都道府県知事等は、要綱第29第3項による指導をもつてしても、目標値の達成に向けた改善が図られない場合にあつては、改善が見込まれるまでの間、当該事業実施主体に対する交付金の交付を見合わせるものとする。

2・3 (略)

改正後			改正前		
別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項			別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項		
1 食料安全保障確立対策推進交付金			1 食料安全保障確立対策推進交付金		
目的及び目標	目標値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	目的及び目標	目標値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
I 農畜水産物の安全性の向上	(略)	(略)	I 農畜水産物の安全性の向上	(略)	(略)
1-1・1-2 (略)			1-1・1-2 (略)		
2 農薬の適正使用等の総合的な推進	(略)	<p><根拠となるデータ等> (略)</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> ア・イ (略) ウ 農薬取締法違反率は、調査実施販売者数に対する不適切な販売のあった販売者数、並びに調査等実施使用者数に対する不適切な使用のあった使用者数とする。 違反率 = (A + B) / 2 × 100 A = 不適切な販売者数 / 調査実施販売者数 B = 不適切な使用者数 / 調査等実施使用者数 エ (略) オ 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合の達成度は、目標値に対する実績値の割合から算出することとする。 達成度 = (1 - 実績値 × 2) / (1 - 目標値 × 2) × 100 カ (略) ※1 ウの違反率は小数点以下1桁(2桁四捨五入)とし、A及びBは、小数点以下3桁(4桁四捨五入)まで求めるものとする。 ※2 オの達成度は、整数値(小数点以下1桁を四捨五入)を求めるものとする。</p>	2 農薬の適正使用等の総合的な推進	(略)	<p><根拠となるデータ等> (略)</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> ア・イ (略) ウ 農薬取締法違反率は、調査実施販売者数に対する不適切な販売のあった販売者数、並びに調査等実施使用者数に対する不適切な使用のあった使用者数とする。 違反率 = (A + B) / 2 A = 不適切な販売者数 / 調査実施販売者数 B = 不適切な使用者数 / 調査等実施使用者数 エ (略) オ 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合の達成度は、目標値に対する実績値の割合から算出することとする。 達成度 = (1 - 実績値 × 2) / (1 - 目標値 × 2) カ (略) (新設)</p>
3 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)
4 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進	次の項目のうち以上の項目につき目標値を設定する。 ・重金属等の有害成分の分析を外部分析機関に委託するサンプル件数 ・立入検査のサンプル収去等に係る研修を受講する延べ人数 ・肥料の安全性確保及び品質管理に係る指	<p><根拠となるデータ等> ア 重金属等の有害成分の分析を外部分析機関に委託するサンプル件数は、都道府県知事による立入検査の収去品のうち、重金属等の有害成分を含有するおそれがある肥料について、重金属等の有害成分の分析を外部分析機関に委託するサンプル件数とする。 イ 立入検査のサンプル収去等に係る研修を受講する延べ人数は、立入検査のサンプル収去等に係る技術習得を目的とした研修を都道府県職員が受講する延べ人数とする。 ウ 肥料の安全性確保及び品質管理に係る指導・啓発を行う肥料生産事業者数は、①会議室等に肥料</p>	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>導・啓発を行う肥料生産事業者数</u>	<u>生産事業者を参集して講習等を開催する場合は参加する肥料生産事業者数、②各事業場において指導・啓発を実施する場合はその事業場数、③①及び②を実施する場合はその合計数とする。</u>			
		<u><目標値設定に当たっての留意事項></u> <u>ア 都道府県知事による立入検査は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条の規定に基づき実施するものとする。</u> <u>イ 立入検査の収去品について分析の対象とする有害成分は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年農林水産省告示第284号）に定めるとおりとする。</u>			
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止			II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止		
1・2 (略)	(略)	(略)	1・2 (略)	(略)	(略)
3 病害虫の防除の推進	次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 ・従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等における防除に関する管理手法の <u>現状値</u> からの向上率 X = 従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系の管理手法において新たに実践しようとする管理手法の全管理手法に対する割合 (%)。 <u>ただし、精緻かつ省力的な病害虫の調査に資するスマート害虫モニタリングシステム等の機器を用いた発生予察事業に関する調査手法を実証する場合は、X = 発生予察事業において、精緻かつ省力的な病害虫の調査に資するスマート害虫モニタリングシステム等の機器を新たに活用しようとする指定有害動物数に対する割合 (%) とする。</u> <u>※ Xは、小数点以下を四捨五入して求めるものとする。</u>	<u><根拠となるデータ等></u> 従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等における防除に関する管理手法の <u>現状値</u> からの向上率=X+100 X = 従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系の管理手法において新たに実践しようとする管理手法の全管理手法に対する割合 (%)。 <u>ただし、精緻かつ省力的な病害虫の調査に資するスマート害虫モニタリングシステム等の機器を用いた発生予察事業に関する調査手法を実証する場合は、X = 発生予察事業において、精緻かつ省力的な病害虫の調査に資するスマート害虫モニタリングシステム等の機器を新たに活用しようとする指定有害動物数に対する割合 (%) とする。</u> <u>※ Xは、小数点以下を四捨五入して求めるものとする。</u>	3 病害虫の防除の推進	次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 ・従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等における防除に関する管理手法の <u>現状</u> からの向上率 X = 従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系の管理手法において新たに実践しようとする管理手法の全管理手法に対する割合 (%)。	<u><根拠となるデータ等></u> 従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系等における防除に関する管理手法の <u>現状</u> からの向上率=X+100 X = 従来の防除対策では防除が困難な作物の防除体系の管理手法において新たに実践しようとする管理手法の全管理手法に対する割合 (%)。
4 (略)	(略)	(略)	4 (略)	(略)	(略)
III 地域での食育の推進		<u>※いずれも事業実施前後の数値の比較を行うものとする。</u>	III 地域での食育の推進		(新設)
地域での食育の推進	・ 食文化の継承度	<u><根拠となるデータ等></u> ア 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを <u>継承し、伝えている者</u> の割合 イ (略)	地域での食育の推進	・ 食文化の継承度	<u><根拠となるデータ等></u> ア 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを <u>継承している者</u> の割合 イ (略)
		<u><目標値設定に当たっての留意事項></u> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画 <u>（食育に関する意識調査結果を含む。）</u> 、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。			<u><目標値設定に当たっての留意事項></u> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。

<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 	<p>都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p> <p><根拠となるデータ等> (略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関わるボランティアの数 	<p><目標値設定に当たっての留意事項> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画 <u>(食育に関する意識調査結果を含む。)</u>、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地場産物等を使用する割合 	<p><根拠となるデータ等> 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している <u>者の数</u></p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画 <u>(食育に関する意識調査結果を含む。)</u>、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地場産物等を使用する割合 	<p><根拠となるデータ等> 学校給食における地場産物等を使用する割合 <u>(金額(材料費)ベースで算定すること。)</u></p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画 <u>(食育に関する意識調査結果を含む。)</u>、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 	<p><根拠となるデータ等> 共食の <u>機会があれば参加したい者のうち、過去1年間に共食の場へ参加した者の割合</u></p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画 <u>(食育に関する意識調査結果を含む。)</u>、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 	<p>都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p> <p><根拠となるデータ等> (略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関わるボランティアの数 	<p><目標値設定に当たっての留意事項> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関わるボランティアの数 	<p><根拠となるデータ等> 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している <u>国民の数とする。</u></p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 学校給食における地場産物等を使用する割合 	<p><根拠となるデータ等> 学校給食における地場産物等を使用する割合 <u>を金額(材料費)ベースで算定し、目標値を設定する。</u></p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。 <u>事業年度に学校給食に地場産物等を新たに導入する計画が無い場合は、地場産物等を使用する割合の増加によらない目標を設定することができることとする。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 	<p><根拠となるデータ等> 共食の <u>場における食育活動を行った後における共食をしたいと思う人数/共食の場における食育活動に参加する人数</u></p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。</p>

- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合

<根拠となるデータ等>
食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合

<目標値設定に当たっての留意事項>
都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画（食育に関する意識調査結果を含む。）、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。
都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。
- 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合

<根拠となるデータ等>
環境に配慮した農林水産物・食品を常に又は時々選んでいる者の割合

<目標値設定に当たっての留意事項>
都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画（食育に関する意識調査結果を含む。）、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。
都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。
- 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合

<根拠となるデータ等>
産地や生産者を意識して農林水産物・食品を常に又は時々選んでいる者の割合

<目標値設定に当たっての留意事項>
全事業の実施に伴う目標とする。
都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画（食育に関する意識調査結果を含む。）、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。
都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。
- 農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数

<根拠となるデータ等>
農林漁業体験を経験した者の割合又は延べ人数

- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合

<根拠となるデータ等>
食品ロス削減に向けた取組を行った後に何らかの行動をしようと意識する人数/食品ロスの削減に向けた取組に参加する人数

<目標値設定に当たっての留意事項>
都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。
都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。
- 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合

<根拠となるデータ等>
環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組を行った後にそれら農林水産物・食品を選ぶと意識するようになる人数/環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組に参加する人数

<目標値設定に当たっての留意事項>
都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。
都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。
- 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合

<根拠となるデータ等>
地域での食育の推進の取組を行った後に産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶと意識をするようになる人数/地域での食育の推進の取組に参加する人数

<目標値設定に当たっての留意事項>
全事業の実施に伴う目標とする。
都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。
都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。
- 農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数

<根拠となるデータ等>
延べ人数（人）＝各農林漁業体験の機会に参加した人の合計（同じ者が2つの体験に参加した場合2人とする）

$$\text{増加割合（\%）} = \frac{(a1+a2+\dots+am) - (b1+b2+\dots+bn)}{b1+b2+\dots+bn} \times 100$$

a：本年度体験予定者数（延べ人数）
b：前年度体験者数（延べ人数）
m：本年度に農林漁業体験を行う数
n：前年度に農林漁業体験を行った数

<目標値設定に当たっての留意事項>

ア 都道府県を通じた取組については、直近の食育推進基本計画（食育に関する意識調査結果を含む。）、都道府県作成の食育推進計画及び市町村実施のアンケート調査を踏まえて目標値を設定する。

イ 都道府県域を越えた取組については、直近の食育推進基本計画を踏まえて目標値を設定する。

ウ ア及びイによる目標値の設定が困難な場合には、前年度の体験者数（延べ人数）を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して、目標値を設定する。

（削る。）

（削る。）

<目標値設定に当たっての留意事項>

（新設）

（新設）

ア 前年度の体験者数（延べ人数）を把握し、本年度の体験プログラム等から参加予定者数や開催回数等を勘案して、目標値を設定する。

イ 前年度の体験者数が0人の場合は、増加割合ではなく、本年度体験予定者数（延べ人数）を目標値とする。

ウ 自然災害又は感染症の影響により、オンライン又はデジタル媒体で行う必要がある場合は、農林漁業体験を実際に経験した者の増加によらない目標を設定することができることとする。

改正後			改正前		
別表2 地域での食育の推進における対象経費及び交付率			別表2 地域での食育の推進における対象経費及び交付率		
1. 都道府県を通じた取組			1. 都道府県を通じた取組		
事業メニュー	経費	交付率	事業メニュー	経費	交付率
ア 食育推進検討会の開催	(ア) 食育推進検討会の開催費 委員謝金・旅費（外部委員に <u>限る。</u> ）、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局活動費、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)	ア 食育推進検討会の開催	(ア) 食育推進検討会の開催費 委員謝金・旅費（外部委員に <u>限る</u> ）、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局活動費、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(イ) 地域の食育関係情報整備費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)		(イ) 地域の食育関係情報整備費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ウ)・(エ) (略)	(略)		(ウ)・(エ) (略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	イ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催	(ア) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	事業費の定額（1/2以内） 事業費の定額（1/2以内） ただし、事業費の上限額50万円（交付上限額25万円）。
	(削る。)	(削る。)		(イ) アンケート調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費	事業費の定額（1/2以内）
	(削る。)	(削る。)		(ウ) 都道府県において、イの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	事業費の定額（1/2以内） ただし、事業メニューのアからコまでの職員旅費の合計の上限は20万円（交付上限額10万円）。
イ 食育推進リーダーの育成及び活動の促進	(ア) リーダー育成及び活動の促進に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	(略)	ウ 食育推進リーダーの育成及び活動の促進	(ア) リーダー育成及び活動の促進に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	(略)

ウ 食文化の保護・継承のための取組支援	(イ) 都道府県において、 <u>イ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) 食文化の保護・継承のための取組に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	(略)
	(イ) 都道府県において、 <u>ウ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
エ 農林漁業体験の機会の提供	(ア) (略)	(略)
	(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）	(略)
	(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
オ 和食給食の普及	(エ) 都道府県において、 <u>エ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費	(略)

エ 食文化の保護・継承のための取組支援	(イ) 都道府県において、 <u>ウ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) 食文化の保護・継承のための取組に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	(略)
	(イ) 都道府県において、 <u>エ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
オ 農林漁業体験の機会の提供	(ア) (略)	(略)
	(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）	(略)
	(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
カ 和食給食の普及	(エ) 都道府県において、 <u>オ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費 食材費	(略)

	(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）	(略)
	(ウ) 都道府県において、 <u>カ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) (略)	(略)
	(イ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）	(略)
	(ウ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費	(略)
<u>カ</u> 学校給食における地場産物等活用の促進	(エ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）	(略)
	(オ) 都道府県において、 <u>カ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費	(略)
<u>キ</u> 共食の場における食育活動	(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費	(略)

	(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）	(略)
	(ウ) 都道府県において、 <u>カ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) (略)	(略)
	(イ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）	(略)
	(ウ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費（給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）	(略)
<u>キ</u> 学校給食における地場産物等活用の促進	(エ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）	(略)
	(オ) 都道府県において、 <u>カ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
<u>ク</u> 共食の場における食育活動	(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)

	る。)、役務費、通信運搬費、消耗品費				
	(イ) (略)	(略)		(イ) (略)	(略)
	(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金 (運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。)、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料 (日帰りに要するものに限る。)、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費 (展示、試食用)	(略)		(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金 (運営補助)、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料 (日帰りに要するものに限る。)、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費 (調理体験の教材、展示、試食用)	(略)
	(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金 (運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費 (調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用)	(略)		(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金 (運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費 (調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用)	(略)
	(オ) 都道府県において、キの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)		(オ) 都道府県において、クの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
ク 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組	(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金 (集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。)、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)	ク 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組	(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金 (集計)、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(イ) 環境に配慮した農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費 講師謝金・旅費、賃金 (運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費 (調理体験の教材、展示及び試食用)	(略)		(イ) 環境に配慮する農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費 講師謝金・旅費、賃金 (運営補助)、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費 (調理体験の教材、展示及び試食用)	(略)
	(ウ) 都道府県において、クの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)		(ウ) 都道府県において、クの支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
ク 食品ロスの削減に向けた取組	(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金 (集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。)、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)	ク 食品ロスの削減に向けた取組	(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金 (集計)、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(イ) 食品ロス削減検討会・セミナー開催費	(略)		(イ) 食品ロス削減検討会・セミナー開催費	(略)

コ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催	講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）	(略)
	(ウ) 都道府県において、 <u>ケ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	事業費の定額（1/2以内） 事業費の定額(1/2以内) ただし、事業費の上 限額50万円（交付上 限額25万円）。
	(イ) アンケート調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、役務費、通信運搬費、消耗品費	事業費の定額（1/2以内）
(ウ) 都道府県において、 <u>コ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	事業費の定額（1/2以内） ただし、事業メニューのアからコまでの職員旅費の合計の上 限は20万円（交付上 限額10万円）。	

(新設)	講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）	(略)
	(ウ) 都道府県において、 <u>コ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(ア) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	事業費の定額（1/2以内） 事業費の定額(1/2以内) ただし、事業費の上 限額50万円（交付上 限額25万円）。
	(イ) アンケート調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、役務費、通信運搬費、消耗品費	事業費の定額（1/2以内）
(ウ) 都道府県において、 <u>コ</u> の支援に当たる監督・指導に係る経費 職員旅費、通信運搬費、消耗品費	事業費の定額（1/2以内） ただし、事業メニューのアからコまでの職員旅費の合計の上 限は20万円（交付上 限額10万円）。	

2. 都道府県域を越えた取組

事業メニュー	経費	交付率
ア 食育推進検討会の開催	(ア) (略) (イ) 地域の食育関係情報整備費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費、消耗品費 (ウ) (略)	(略) (略) (略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)

2. 都道府県域を越えた取組

事業メニュー	経費	交付率
ア 食育推進検討会の開催	(ア) (略) (イ) 地域の食育関係情報整備費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費、消耗品費 (ウ) (略)	(略) (略) (略)
イ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催	(ア) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）	事業費の定額（1/2以内）

<p><u>イ</u> 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</p> <p><u>ウ</u> 食文化の保護・継承のための取組支援</p> <p><u>エ</u> 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p>(削る。)</p> <p>○ リーダー育成及び活動の促進に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（<u>運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。</u>）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>○ 食文化の保護・継承のための取組に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（<u>運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。</u>）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（<u>運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。</u>）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（<u>運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。</u>）、会場借料、機</p>	<p>(削る。)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>ウ</u> 食育推進リーダーの育成及び活動の促進</p> <p><u>エ</u> 食文化の保護・継承のための取組支援</p> <p><u>オ</u> 農林漁業体験の機会の提供</p>	<p><u>料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費</u> <u>食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</u></p> <p>(イ) アンケート調査費 <u>調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費</u></p> <p>○ リーダー育成及び活動の促進に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>○ 食文化の保護・継承のための取組に係る経費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 農林漁業体験の機会の提供費 体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）</p> <p>(ウ) 農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費 賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、</p>	<p>以内)</p> <p><u>事業費の定額(1/2以内)</u> <u>ただし、事業費の上限額150万円（交付上限額75万円）。</u></p> <p><u>事業費の定額（1/2以内）</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	--	--	---	---	---

	器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費			資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費	
<u>オ</u> 和食給食の普及	(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費	(略)	<u>カ</u> 和食給食の普及	(ア) 献立の開発費 調理師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費 食材費	(略)
	(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）	(略)		(イ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）	(略)
<u>カ</u> 学校給食における地場産物等活用の促進	(ア) (略)	(略)	<u>キ</u> 学校給食における地場産物等活用の促進	(ア) (略)	(略)
	(イ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）	(略)		(イ) 生産者とのマッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示・試食用）	(略)
	(ウ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費	(略)		(ウ) 献立の開発及び試食会費 調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費、消耗品費 食材費（給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）	(略)
	(エ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）	(略)		(エ) 食育授業費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）	(略)

キ 共食の場における食育活動	(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)	ク 共食の場における食育活動	(ア) ニーズ調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(イ) (略)	(略)		(イ) (略)	(略)
	(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（展示、試食用）	(略)		(ウ) マッチング交流会開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用）	(略)
	(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用）	(略)		(エ) 共食の場の提供費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用）	(略)
ク 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組	(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)	ケ 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組	(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(イ) 環境に配慮した農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	(略)		(イ) 環境に配慮する農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費 食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）	(略)
ク 食品ロスの削減に向けた取組	(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)	ク 食品ロスの削減に向けた取組	(ア) 意識調査費 調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費、消耗品費	(略)
	(イ) 食品ロス削減検討会・セミナー開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費	(略)		(イ) 食品ロス削減検討会・セミナー開催費 講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費	(略)

<p><u>コ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催</u></p>	<p>食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p> <p><u>(ア) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催費</u> <u>講師謝金・旅費、賃金（運営補助を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費、消耗品費</u> <u>食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）</u></p> <p><u>(イ) アンケート調査費</u> <u>調査票・資料印刷費、賃金（集計を目的として雇用する臨時・非常勤職員に係るものに限る。）、役務費、通信運搬費、消耗品費</u></p>	<p><u>事業費の定額（1/2以内）</u></p> <p><u>事業費の定額(1/2以内)</u> <u>ただし、事業費の上限額 150 万円（交付上限額 75 万円）。</u> <u>事業費の定額（1/2以内）</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>食材費（調理体験の教材、展示、試食用）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
------------------------------------	---	--	-------------	--	-------------------------

改正後	改正前
<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">事業メニューの実施に当たってのガイドライン</p> <p>事業実施主体は、目標値の達成のために、交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。</p> <p>第1 食料安全保障確立対策推進交付金</p> <p>1 農畜水産物の安全性の向上 (1-1)・(1-2) (略)</p> <p>(2) 農薬の適正使用等の総合的な推進 ア・イ (略)</p> <p>ウ 農薬残留確認調査等の実施 事業実施主体は、地域における農作物の栽培状況、病害虫の発生状況、農薬の使用実態等を勘案して、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。 なお、その際、調査及び試験の一部を外部機関へ委託することができるものとする。 また、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室から農薬残留確認調査の詳細な報告(対象の作物名、農薬名、試験設計及び分析結果、検査結果の活用状況等の報告を含む。)を求められた場合、都道府県等の事業実施主体はこれに協力するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査 農薬の飛散防止対策を講じるため、農薬使用時における飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況等の調査、地域ごとの飛散防止技術の選定及び飛散防止対策の検討等を行うとともに、残留農薬基準(一律基準を含む。)への適合状況の確認を行うことによって、農薬の飛散防止技術の効果を確認する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>エ 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 事業実施主体は、残留農薬問題等の発生時に速やかに実態の把握及び原因究明を行うとともに、適用しうるリスク管理措置を現地で評価・検証するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。</p>	<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">事業メニューの実施に当たってのガイドライン</p> <p>事業実施主体は、目標値の達成のために、交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。</p> <p>第1 食料安全保障確立対策推進交付金</p> <p>1 農畜水産物の安全性の向上 (1-1)・(1-2) (略)</p> <p>(2) 農薬の適正使用等の総合的な推進 ア・イ (略)</p> <p>ウ 農薬残留確認調査等の実施 事業実施主体は、地域における農作物の栽培状況、病害虫の発生状況、農薬の使用実態等を勘案して、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。 なお、その際、調査及び試験の一部を外部機関へ委託することができるものとする。 また、<u>成果情報の共有を目的として</u>、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室から農薬残留確認調査の詳細な報告を求められた場合、<u>各都道府県</u>はこれに協力するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 農薬の飛散・残留状況の調査及び飛散防止技術の効果確認調査 農薬の飛散防止対策を講じるため、農薬使用時における飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況等の調査、地域ごとの飛散防止技術の選定及び飛散防止対策の検討等を行うとともに、残留農薬基準(一般基準を含む。)への適合状況の確認を行うことによって、農薬の飛散防止技術の効果を確認する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>エ 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証 事業実施主体は、残留農薬問題等の発生時に速やかに実態の把握及び原因究明を行うとともに、適用しうるリスク管理措置を現地で評価・検証するため、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項を実施するものとする。</p>

また、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室から実態調査及びリスク管理措置の検証の詳細な報告（土壌調査、農作物モニタリング等の調査内容、調査結果等の報告を含む。）を求められた場合、都道府県等の事業実施主体はこれに協力するものとする。

(ア)～(ウ) (略)

オ～ク (略)

(3) 海洋生物毒等の監視の推進

ア (略)

イ リスク管理体制の整備

都道府県は、生産段階での二枚貝等の安全性の確保に必要な海域指定、調査方法等の高度化等による国内リスク管理体制の整備及び見直しを目的とした専門家を招いた都道府県による協議会の開催、打合せの実施、実技研修会等への参加等を行うものとする。

(4) 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進

ア 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性の確保

都道府県は、下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性を確保するため、次の(ア)及び(イ)に掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 重金属等の有害成分の分析の外部分析機関への委託

立入検査の収去品について、分析が容易でない重金属等の有害成分の分析を外部分析機関に委託する。

(イ) 立入検査のサンプル収去等に係る研修の受講

都道府県の職員は、立入検査のサンプル収去等に係る技術習得を目的とした研修(座学及び実技研修を含む。)を受講する。

イ 肥料生産事業者への指導・啓発

都道府県は、下水汚泥資源等の未利用資源を用いた肥料の安全性確保及び品質管理に係る肥料生産事業者の意識を向上させるため、肥料生産事業者への安全性確保、生産工程管理等の品質管理に係る指導・啓発を行うものとする。

なお、指導・啓発については、肥料生産事業者を参集して講習等を開催し、各事業場において肥料生産事業者に対して個別に指導・啓発を実施する等、都道府県の状況に応じて実施するものとする。

2 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

(1) 家畜衛生の推進

(ア)～(ウ) (略)

オ～ク (略)

(3) 海洋生物毒等の監視の推進

ア (略)

イ リスク管理体制の整備

都道府県は、生産段階での二枚貝等の安全性の確保に必要なリスク管理措置の策定・普及や輸出に向けた海域指定を行うため、協議会を開催するものとする。

(新設)

2 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

(1) 家畜衛生の推進

ア 監視体制の整備・強化

都道府県は、家畜の伝染性疾病の地域における監視体制を強化し、事前対応型の防疫体制を構築するため、次の（ア）から（エ）までに掲げる事業を実施するものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）サーベイランスの円滑化

a BSE検査・清浄化の推進

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年4月1日農林水産大臣公表）に基づき、都道府県において適正に牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）を監視する体制を整備するため、次の（a）から（e）までに掲げる事業を行う。なお、都道府県は、次の（b）又は（c）に掲げる事業の一部を農業協同組合、畜産関係団体等に委託して行うことができるものとする。

（a）～（e）（略）

b～d （略）

（エ）（略）

イ～オ （略）

カ 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備

都道府県は、家畜衛生対策を推進するために必要な採材・検査機器、診断機器、遺伝子検査機器、バイオセキュリティ対応機器、資材及び飼養衛生管理支援システムの導入のために必要なタブレット端末の整備を行うものとする。なお、タブレット端末の整備に当たっては、モバイルデバイス管理（MDM）の導入等、不正利用防止対策を講じること。

（2）～（4）（略）

（削る。）

ア 監視体制の整備・強化

都道府県は、家畜の伝染性疾病の地域における監視体制を強化し、事前対応型の防疫体制を構築するため、次の（ア）から（エ）までに掲げる事業を実施するものとする。

（ア）・（イ）（略）

（ウ）サーベイランスの円滑化

a BSE検査・清浄化の推進

日本における牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）汚染の実態を把握し、防疫対策の有効性を検証するため、96か月齢以上の死亡牛、48か月齢以上の死亡牛であって生前に歩行困難、起立不能等であった牛、月齢に関わらず生前BSEに汚染されていることを否定できない中枢神経症状等の特定臨床症状を呈した牛その他BSE検査を行うことが必要と認める牛について、BSE検査体制を強化するため、次の（a）から（e）までに掲げる事業を行う。なお、都道府県は、次の（b）又は（c）に掲げる事業の一部を農業協同組合、畜産関係団体等に委託して行うことができるものとする。

（a）～（e）（略）

b～d （略）

（エ）（略）

イ～オ （略）

カ 家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備

都道府県は、家畜衛生対策を推進するために必要な採材・検査機器、診断機器、遺伝子検査機器、バイオセキュリティ対応機器、資材の整備を行うものとする。

（2）～（4）（略）

（5）発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備

都道府県は、発生予察事業又は侵入調査事業の業務を効果的・効率的に実施するため、太陽光パネル等を用いた独立稼働、害虫の自動画像診断、データの送信機能等の機能を備えたスマート害虫モニタリングシステムその他の精緻かつ省力的な病害虫の調査に資する機器の整備を行うものとする。

ア スマート害虫モニタリングシステム等の整備

都道府県は、スマート害虫モニタリングシステム、自動撮影IoTカメラ、歩行性昆虫モニタリング用通信機能付きカメラ等の、原則として発生予察事業又は侵入調査事業

3 地域での食育の推進

(1) 事業の内容等

第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日食育推進会議決定）及び食育基本法（平成17年法律第63号）第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標の達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、学校給食における地場産物等活用の促進、共食の場における食育活動、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロス削減等に係る次のアからコまでの取組の全部又は一部を行う。

なお、コの実施については、アからケまでの取組と併せて行うものとする。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見と生産者に対する理解向上に資するようにするとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。

さらに、都道府県及び都道府県域を越えた取組の事業実施主体は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、必要に応じて本事業の実施主体及びその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者等で構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。

ア （略）

（削る。）

イ～カ （略）

キ 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズを把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組、地域における共食の場を試験的に設けるための取組及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動の休止、縮小等している既存の共食の場を再開するための取組を行う。

なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。

以外に使用が見込まれない機器を整備する。その際、過去のデータとの比較等に必要となる実証を行う。

イ 病害虫の調査用ドローン等の整備

都道府県は、病害虫の調査用ドローン、ほ場環境モニタリング機器等の、発生予察事業又は侵入調査事業以外でも使用が見込まれる機器を整備する。

3 地域での食育の推進

(1) 事業の内容等

第4次食育推進基本計画（令和3年3月31日食育推進会議決定）及び食育基本法（平成17年法律第63号）第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標の達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、学校給食における地場産物等活用の促進、共食の場における食育活動、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロス削減等に係る次のアからコまでの取組の全部又は一部を行う。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見と生産者に対する理解向上に資するようにするとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うものとする。

さらに、都道府県及び都道府県域を越えた取組の事業実施主体は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、必要に応じて本事業の実施主体及びその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者等で構成する食育協議会を組織するよう努めるものとする。

ア （略）

イ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

ウ～キ （略）

ク 共食の場における食育活動

地域における共食のニーズを把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組及び地域における共食の場を試験的に設けるための取組を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を、適切な感染防止対策を講じた上で再開し、食育活動を行う。

なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。

また、既存の共食の場の再開支援については、再開のために別表2の事業メニューの欄のキに係る経費の欄の(エ)共食の場の提供費の支援を受けた者は、翌年度以降上記(エ)の支援を受けることはできない。

ク 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

ケ (略)

コ 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

(2) (略)

第2 (略)

また、既存の共食の場の再開支援については、再開のために(エ)共食の場の提供費の支援を受けた者は、翌年度以降上記(エ)の支援を受けることはできない。

ク 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配付、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

コ (略)

(新設)

(2) (略)

第2 (略)

改正後

改正前

別添2

別添2

都道府県知事等に交付する交付金の額の算定の方法について

都道府県知事等に交付する交付金の額の算定の方法について

都道府県知事等に交付する交付金の額は、毎年度、次により求める額とする。

都道府県知事等に交付する交付金の額は、毎年度、次により求める額とする。

(1) (略)

(1) (略)

表2-1 配分基準の項目とウエイト

表2-1 配分基準の項目とウエイト

目的	配分基準の項目	左のウエイト
I 農畜水産物の 安全性の向上	①耕地面積	15%
	②農業産出額（耕種）	15
	③米のヒ素含有実態調査における検出点数	5
	④米のカドミウム含有実態調査における検出点数	10
	⑤処理すべき埋設農薬の数量（注1）	5
	⑥海洋生物毒等モニタリングの実績（注2）	5
	⑦重金属等の有害成分の分析の実績	5
	⑧事業要望額	40
II 伝染性疾病・ 病虫害の発生予 防・まん延防止	①農業産出額（畜産）	25%
	②家畜保健衛生所獣医師職員数	10
	③養殖衛生管理指導員数	5
	④対象作物数（注3）×試験実施面積（注4）	5
	⑤対象病虫害調査等総回数（注5）	5
	⑥事業要望額	50

目的	配分基準の項目	左のウエイト
I 農畜水産物の 安全性の向上	①耕地面積	15%
	②農業産出額（耕種）	15
	③米のヒ素含有実態調査における検出点数	5
	④米のカドミウム含有実態調査における検出点数	10
	⑤処理すべき埋設農薬の数量（注1）	10
	⑥海洋生物毒等モニタリングの実績（注2）	5
	⑦（新設）	（新設）
	⑧事業要望額	40
II 伝染性疾病・ 病虫害の発生予 防・まん延防止	①農業産出額（畜産）	25%
	②家畜保健衛生所獣医師職員数	10
	③養殖衛生管理指導員数	5
	④対象作物数（注3）×試験実施面積（注4）	5
	⑤対象病虫害調査等総回数（注5）	5
	⑥事業要望額	50

注1～5：(略)

注1～5：(略)

(2) 食料安全保障確立対策推進交付金（要綱別表1の1の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の3地域での食育の推進関係）

① 都道府県及び都道府県域を越えた取組の事業実施主体別配分額の決定
ア (略)

イ 留意事項

(ア) 評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準とは異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。当該事業実施計画の監督・指導等についても支援することはできない。

(イ) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において、同一の事業実施計画で要望はできないものとする。ただし、自然災害その他のやむを得ない事情があると消費・安全局長及び地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

② (略)

別表

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① (略)	(略)
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題の <u>捉え方</u> が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題を <u>捉え</u> 、目的がおおむね課題に対応している。 ウ 課題の <u>捉え方</u> 又は目的の設定が適切でない。	(略)
	(削る。)	(削る。)
効率性	③ (略)	(略)

(2) 食料安全保障確立対策推進交付金（要綱別表1の1の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の3-1地域での食育の推進関係）

① 都道府県及び都道府県域を越えた取組の事業実施主体別配分額の決定
ア (略)

イ 留意事項

(ア) 評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準とは異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。当該事業実施計画の監督・指導等についても支援することは出来ない。

(イ) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において、同一の事業実施計画で要望はできないものとする。ただし、自然災害、やむを得ない事情があると消費・安全局長及び地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

② (略)

別表

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① (略)	(略)
	② 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 課題の <u>とらえ方</u> が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 イ 課題を <u>とらえ</u> 、目的がおおむね課題に対応している。 ウ 課題の <u>とらえ方</u> 又は目的の設定が適切でない。	(略)
	③ <u>事業が「国産農林水産物や地域の食品の価値の再発見」に効果があるか。</u> ア <u>十分な効果が見込まれる。</u> イ <u>おおむね効果が見込まれる。</u> ウ <u>効果が期待できない。</u>	<u>5</u> <u>3</u> <u>不選定</u>
効率性	④ (略)	(略)

実現性	④ <u>事業の内容</u> が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア～ウ (略)	(略)
	⑤ (略)	(略)
普及性	⑥ 取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果を <u>更に</u> 高めていることが示されているか。 ア～ウ (略)	(略)
独創性・先進性	⑦ (略)	(略)
事業実施主体の適格性	⑧ <u>事業実施体制の適格性について、組織の公開性及び透明性が高いか。</u> ア <u>組織の公開性及び透明性が高い。</u> 5 イ <u>組織の公開性及び透明性が確保されている。</u> 3 ウ <u>組織の公開性及び透明性が期待できない。</u> 不選定	
	⑨ <u>知見及び専門性の有無について、主たる責任者に管理能力があり、かつ、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。</u> ア <u>人的資源が豊富である。</u> 5 イ <u>人的資源が確保されている。</u> 3 ウ <u>人的資源が確保できていない。</u> 不選定	
	⑩ <u>類似・関連事業の実績があるか。</u> ア <u>類似・関連事業の実績が豊富である。</u> 5 イ <u>類似・関連事業の実績がある。</u> 3 ウ <u>類似・関連事業の実績がない。</u> 0	
	⑪ <u>経理処理能力の適格性について、組織の財政的基盤が安定しているか。</u> ア <u>組織の財政的基盤が安定している。</u> 5 イ <u>組織の財政的基盤がおおむね安定している。</u> 3 ウ <u>組織の財政的基盤が安定していない。</u> 不選定	
関連性	⑫ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 本事業の実施主体が他の関係者を必要とする場合は、その関係者で構成する食育協議会を組織している。 イ 事業対象地域において、すべての市町村で食育基本法に <u>基づく</u> 市町村食育推進計画が策定されている。 ※ ア及びイの両方に該当した場合も <u>加算は3ポイントまで</u> とする。	(略)
加算	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)

実現性	⑤ <u>事業内容</u> が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア～ウ (略)	(略)
	⑥ (略)	(略)
普及性	⑦ 取組をホームページや広報誌、食育以外のイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果を <u>さらに</u> 高めていることが示されているか。 ア～ウ (略)	(略)
独創性・先進性	⑧ (略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
関連性	⑨ 他の施策と連携している取組であるか。 ア 本事業の実施主体が他の関係者を必要とする場合は、その関係者で構成する食育協議会を組織している <u>か</u> 。 イ 事業対象地域において、すべての市町村で食育基本法に <u>もとづく</u> 市町村食育推進計画が策定されている <u>か</u> 。 ※ ア又はイの両方に該当した場合も <u>最高3ポイントを加算するもの</u> とする。	(略)
加算	⑩ <u>「新たな日常」やデジタル化に対応した取組となっている。</u>	1
	⑪ <u>多世代交流、共食の場の提供に関する取組となっている。</u>	1
	⑫ <u>環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組となっている。</u>	1

(削る。)	(削る。)
<p>⑬ <u>特色ある取組内容となっているか。</u></p> <p>ア <u>食育活動を通じて事業実施主体の持続的な成長を図る取組となっている。</u> 2</p> <p>イ <u>環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組となっている。</u> 2</p> <p>ウ <u>事業の中で複数の取組を行い、重点的かつ効率的に推進を行っており、かつ、当該複数の取組を関連させて取り組んでいる。(「課題解決に向けたシンポジウム等の開催」は含まない。また、項目⑭「農林漁業体験機会の提供に加えて他の取組も行っている。」でポイントを加算する場合も含まない。)</u> 2</p> <p>※ ア～ウの複数に該当した場合も、加算は2ポイントまでとする。</p>	
⑭ <u>農林漁業体験機会の提供に加えて他の取組も行っている。(ただし、課題解決に向けたシンポジウム等の開催については、加算の対象としない。)</u>	4
<p>⑮ 前々年度の達成度</p> <p>ア 達成率<u>80%以上</u> 0</p> <p>イ 達成率<u>50%以上80%未満</u> -2</p> <p>ウ 達成率<u>50%未満</u> -4</p>	

⑬ <u>事業の中で複数の取組を行い、重点的かつ効率的に推進を行っている。3つ以上の取組を関連させて取り組んでいる。</u>	3
(新設)	(新設)
(新設)	
<p>⑭ 前々年度の達成度</p> <p>ア 達成率<u>100%</u> 0</p> <p>イ 達成率<u>80%以上100%未満</u> -2</p> <p>ウ 達成率<u>80%未満</u> -3</p>	

(3) 食料安全保障確立対策整備交付金

① (略)

② ポイントの算定方法

ガイドラインの第2のアの取組を実施する場合は、

ポイント数 = α ア + β イ + γ ウ + エ

とし、ガイドラインの第2のイ及びウの取組を実施する場合は、

ポイント数 = α オ + β カ + γ キ + ク

とする。

アからクの算出方法については次のとおり。

ア～カの算出方法 (略)

キの算出方法

キ = 1 (新たに又は既存の野生動物侵入防止柵、離乳豚舎前室、車両消毒エリア、
鶏舎入気口フィルター及び細霧装置に追加して飼養衛生管理向上施設を整備
する農場を含む場合に限り、既存柵の周囲に二重柵を整備する農場のみの場
合を除く。)

クの算出方法

ク = 3 (離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備対象農場が所在する都道府県にお
いて直近1年間に野生イノシシの豚熱陽性事例が確認されていない場合であっ
て、当該都道府県において直近1年間の野生イノシシの豚熱検査件数が299頭以
上のときに限る。)

【ガイドラインの区分に応じた係数】

(略)

(3) 食料安全保障確立対策整備交付金

① (略)

② ポイントの算定方法

ガイドラインの第2のアの取組を実施する場合は、

ポイント数 = α ア + β イ + γ ウ + エ

とし、ガイドラインの第2のイ及びウの取組を実施する場合は、

ポイント数 = α オ + β カ + γ キ

とする。

アからキの算出方法については次のとおり。

ア～カの算出方法 (略)

キの算出方法

キ = a 又は b

a : 1 (新たに若しくは既存柵等に追加して野生動物侵入防止柵等を整備する農
場を含む場合に限り、既存柵の周囲に二重柵を整備する農場のみの場合を除
く。)

b : 3 (離乳豚舎前室又は車両消毒エリアの整備対象農場が所在する都道府県に
おいて直近1年間に野生イノシシの豚熱陽性事例が確認されていない場合であ
って、当該都道府県において直近1年間の野生イノシシの豚熱検査件数が299頭
以上のときに限る。)

(新設)

【ガイドラインの区分に応じた係数】

(略)

改 正 後	改 正 前																								
<p>別添 3</p> <p style="text-align: center;">特別交付型交付金の交付その他運用の方法について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別交付型交付金の対象となる事業の内容 特別交付型交付金の対象となる事業の内容は、要綱別表 1 の 1 のうち下表に掲げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目 的</th> <th style="text-align: center;">目 標</th> <th style="text-align: center;">事業メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止</td> <td style="text-align: center;">(1) ～(4) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(削る。)</td> <td style="text-align: center;">(削る。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略)</p>	目 的	目 標	事業メニュー	I (略)	(略)	(略)	II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	(1) ～(4) (略)	(略)		(削る。)	(削る。)	<p>別添 3</p> <p style="text-align: center;">特別交付型交付金の交付その他運用の方法について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別交付型交付金の対象となる事業の内容 特別交付型交付金の対象となる事業の内容は、要綱別表 1 の 1 のうち下表に掲げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">目 的</th> <th style="text-align: center;">目 標</th> <th style="text-align: center;">事業メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止</td> <td style="text-align: center;">(1) ～(4) (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>(5) 発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(1) スマート害虫モニタリングシステム等の整備</u> <u>(2) 病害虫の調査用ドローン等の整備</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 (略)</p>	目 的	目 標	事業メニュー	I (略)	(略)	(略)	II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	(1) ～(4) (略)	(略)		<u>(5) 発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備</u>	<u>(1) スマート害虫モニタリングシステム等の整備</u> <u>(2) 病害虫の調査用ドローン等の整備</u>
目 的	目 標	事業メニュー																							
I (略)	(略)	(略)																							
II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	(1) ～(4) (略)	(略)																							
	(削る。)	(削る。)																							
目 的	目 標	事業メニュー																							
I (略)	(略)	(略)																							
II 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	(1) ～(4) (略)	(略)																							
	<u>(5) 発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備</u>	<u>(1) スマート害虫モニタリングシステム等の整備</u> <u>(2) 病害虫の調査用ドローン等の整備</u>																							

表3-1 特別交付型交付金の交付対象となる有害化学物質及び有害微生物、埋設農薬、
疾病又は病害虫

目 標	対象となる有害化学物質及び有害微生物、埋設農薬、 疾病又は病害虫
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	生産・貯蔵・加工段階で農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質（かび毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、カドミウム、ヒ素、鉛等）及び有害微生物（カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等）
農薬の適正使用等の総合的な推進	埋設処理されている残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約付属書A及び付属書Bに掲げる化学物質を含む農薬、BHCを含む農薬及び環境へ悪影響を及ぼす恐れのある農薬
家畜衛生の推進	家畜伝染病予防法第2条及び第4条に規定する伝染性疾病
養殖衛生管理体制の整備	持続的養殖生産確保法第2条第2項に規定する特定疾病
病害虫の防除の推進	地域の農作物に甚大な被害を及ぼす恐れのある植物防疫法第2条第2項及び第3項に規定する有害動植物（重要病害虫の特別防除等の事業メニューを実施している病害虫を除く。）又は雑草
重要病害虫の特別防除等	地域の農作物に甚大な被害を及ぼす恐れのある植物防疫法第2条第2項及び第3項に規定する有害動植物
(削る。)	(削る。)

表3-1 特別交付型交付金の交付対象となる有害化学物質及び有害微生物、埋設農薬、
疾病又は病害虫

目 標	対象となる有害化学物質及び有害微生物、埋設農薬、 疾病又は病害虫
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	生産・貯蔵・加工段階で農産物等・加工食品を汚染する有害化学物質（かび毒、アクリルアミド、多環芳香族炭化水素類、カドミウム、ヒ素、鉛等）及び有害微生物（カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等）
農薬の適正使用等の総合的な推進	埋設処理されている残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約付属書A及び付属書Bに掲げる化学物質を含む農薬、BHCを含む農薬及び環境へ悪影響を及ぼす恐れのある農薬
家畜衛生の推進	家畜伝染病予防法第2条及び第4条に規定する伝染性疾病
養殖衛生管理体制の整備	持続的養殖生産確保法第2条第2項に規定する特定疾病
病害虫の防除の推進	地域の農作物に甚大な被害を及ぼす恐れのある植物防疫法第2条第2項及び第3項に規定する有害動植物（重要病害虫の特別防除等の事業メニューを実施している病害虫を除く。）又は雑草
重要病害虫の特別防除等	地域の農作物に甚大な被害を及ぼす恐れのある植物防疫法第2条第2項及び第3項に規定する有害動植物
<u>発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備等</u>	<u>植物防疫法第16条の7第1項に規定する侵入調査事業又は植物防疫法第23条第1項に規定する発生予察事業の対象となる、地域の農作物に甚大な被害を及ぼす恐れのある有害動植物</u>

改 正 後	改 正 前																								
<p>別添4</p> <p style="text-align: center;">事後評価結果の反映の方法等について</p> <p>1 都道府県等における事後評価の方法（要綱別表1の1の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の1農畜水産物の安全性の向上及び2伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止並びに要綱別表1の2食料安全保障確立対策整備交付金関係）</p> <p>(1) 都道府県等は、要綱第27第1項及び第2項により事業実施主体から提出される成果報告書（特別交付型交付金を除く。）を基に、目標ごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度（実績値／目標値）を算出する（小数点第1位は切り捨て）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県及び都道府県域を越えた取組の事業実施主体における事後評価の方法（要綱別表1の1の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の3地域での食育の推進関係）</p> <p>(1) 消費・安全局長及び都道府県は、要綱第27第1項及び第2項により事業実施主体から提出される成果報告書を基に、事業メニューごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度（実績値／目標値）を算出する（地域での食育の推進では、小数点第1位を切り捨てる。）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 達成度の算出に当たっては、(2)の事業実施主体ごとの達成度を計算後に小数点第1位を切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">表4-2 評価の基準等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 60%;">基準</th> <th style="width: 30%;">別添2の(2)の別表「評価項目及び配点基準」への反映(ポイント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>達成度の平均が <u>80%以上</u></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>達成度の平均が <u>50%以上80%未満</u></td> <td style="text-align: center;">-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>達成度の平均が <u>50%未満</u></td> <td style="text-align: center;">-4</td> </tr> </tbody> </table>	評価	基準	別添2の(2)の別表「評価項目及び配点基準」への反映(ポイント)	A	達成度の平均が <u>80%以上</u>	0	B	達成度の平均が <u>50%以上80%未満</u>	-2	C	達成度の平均が <u>50%未満</u>	-4	<p>別添4</p> <p style="text-align: center;">事後評価結果の反映の方法等について</p> <p>1 都道府県等における事後評価の方法（要綱別表1の1の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の1農畜水産物の安全性の向上及び2伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止並びに要綱別表1の2食料安全保障確立対策整備交付金関係）</p> <p>(1) 都道府県等は、要綱第29第1項及び第2項により事業実施主体から提出される成果報告書（特別交付型交付金を除く。）を基に、目標ごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度（実績値／目標値）を算出する（小数点第1位は切り捨て）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県及び都道府県域を越えた取組の事業実施主体における事後評価の方法（要綱別表1の1の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の3-1地域での食育の推進関係）</p> <p>(1) 消費・安全局長及び都道府県は、要綱第29第1項及び第2項により事業実施主体から提出される成果報告書を基に、事業メニューごとに、当初設定した目標値に対する当該事業実施年度における達成度（実績値／目標値）を算出する（地域での食育の推進では、小数点第3位は切り捨て）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 達成度の算出に当たっては、(2)の事業実施主体ごとの達成度を計算後に小数点第3位を切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">表4-2 評価の基準等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 60%;">基準</th> <th style="width: 30%;">別添2の(2)の別表「評価項目及び配点基準」への反映(ポイント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>達成度の平均が <u>100%以上</u></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>達成度の平均が <u>80%以上100%未満</u></td> <td style="text-align: center;">-2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>達成度の平均が <u>80%未満</u></td> <td style="text-align: center;">-3</td> </tr> </tbody> </table>	評価	基準	別添2の(2)の別表「評価項目及び配点基準」への反映(ポイント)	A	達成度の平均が <u>100%以上</u>	0	B	達成度の平均が <u>80%以上100%未満</u>	-2	C	達成度の平均が <u>80%未満</u>	-3
評価	基準	別添2の(2)の別表「評価項目及び配点基準」への反映(ポイント)																							
A	達成度の平均が <u>80%以上</u>	0																							
B	達成度の平均が <u>50%以上80%未満</u>	-2																							
C	達成度の平均が <u>50%未満</u>	-4																							
評価	基準	別添2の(2)の別表「評価項目及び配点基準」への反映(ポイント)																							
A	達成度の平均が <u>100%以上</u>	0																							
B	達成度の平均が <u>80%以上100%未満</u>	-2																							
C	達成度の平均が <u>80%未満</u>	-3																							

<p>4 事後評価結果の反映（要綱別表 1 の 1 の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の <u>3</u> 地域での食育の推進関係） （削る。）</p> <p>令和 6 年度以降、地域での食育の推進に当たっては、前々年度の評価を踏まえて、別添 2 の（2）の別表に掲げるポイントを加算する。</p>	<p>4 事後評価結果の反映（要綱別表 1 の 1 の食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の <u>3-1</u> 地域での食育の推進関係）</p> <p><u>（1）令和 5 年度においては、令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金の達成度を用いて、別添 2 の（2）の別表に掲げるポイントを加算する。ただし、令和 5 年度から新設される都道府県域を越えた取組については、事後評価結果の反映を行わない。</u></p> <p><u>（2）令和 6 年度以降、地域での食育の推進に当たっては、前々年度の評価を踏まえて、別添 2 の（2）の別表に掲げるポイントを加算する。</u></p>
--	---

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金実施要領に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。